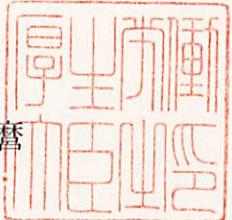


厚生労働省発職1112第1号  
令和6年1月12日

## 行政文書不開示決定通知書

林 弘法律事務所  
山中 理司 様

厚生労働大臣 福岡 資麿



令和6年10月11日付け（10月15日受付）の行政文書の開示請求（開第2026号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示とした行政文書の名称

契約更新をすることを常態として雇用されている場合（雇用期間3年以上かつ契約更新1回以上）において、契約期間の満了により離職した場合のうち、契約更新時に当該契約更新が最後の契約更新であることを明らかにされていないものの、労働者との間で退職合意書が存在する等の理由により解雇とは判断されない場合、離職区分は2Aになるかどうかが分かる文書

\*雇用保険業務取扱要領を除く

#### 2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をできなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

#### 3 担当課等

厚生労働省 職業安定局雇用保険課

TEL : 03-5253-1111 (内線 5760 )

# 行政文書開示請求書

令和6年10月11日

厚生労働大臣

殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話: 06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX: 06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1 行政文書の名称等

契約更新をすることを常態として雇用されている場合(雇用期間3年以上かつ契約更新1回以上)において、契約期間の満了により離職した場合のうち、契約更新時に当該契約更新が最後の契約更新であることを明らかにされていないものの、労働者との間で退職合意書が存在する等の理由により解雇とは判断されない場合、離職区分は2Aになるかどうかが分かる文書

\* 雇用保険業務取扱要領21503(3)口c及び50305(5)口(ト)は確認済みです。

## 2 求める開示の実施の方法等

写しの送付を希望します。

開示請求手数料 (1件 300円)		(受付印) - 6.10.15 受付 印
----------------------	--	-------------------------------

\* この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

宛

2026